

# 入 札 説 明 書

宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記 13 により問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 記

1 公告日 令和 8 年 4 月 1 7 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
宮崎県立看護大学教務等支援システム一式
- (2) 契約内容  
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所  
宮崎県立看護大学（宮崎市まなび野 3 丁目 5 番地 1）
- (4) 契約期間  
契約を締結した日から令和 13 年 10 月 31 日まで  
(内訳)

履行期間	業務内容
契約を締結した日～令和 8 年 10 月 31 日	初期構築（初年度のみ）
令和 8 年 11 月 1 日～令和 13 年 10 月 31 日	運用・保守業務

3 契約に係る特約事項

- (1) 本大学は、上記 2 の (4) の期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が契約期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。
  - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
  - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
    - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
    - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、本大学が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

- (2) 本大学は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日公示第93号。以下「要綱」という。）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業務であること。
- (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (4) 過去5年間の間に他の国公立大学において、仕様書に記載のシステムと同等の機能を有するシステムの提供を行っている実績が2例以上あること。
- (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

#### 5 申請書の作成、契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### 6 担当部局

宮崎県立看護大学事務局総務課教務学生担当  
〒880-0929 宮崎市まなび野3丁目5番地1  
電話：0985-59-7700  
FAX：0985-59-7771  
E-mail：kyomu1@mpu.ac.jp

#### 7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
上記6に同じ

(2) 期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

上記6に同じ

(2) 期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

9 スケジュール（予定）

(1) 公	告	令和8年	4月17日（金）
(2) 参加申込書等受付期限		令和8年	4月30日（木）午後5時
(3) 入札参加資格確認結果通知		令和8年	5月7日（木）午後5時
(4) 質問書受付期限		令和8年	5月11日（月）午後5時
(5) 入札書等提出期限		令和8年	5月29日（金）午後5時
(6) 開	札	令和8年	6月1日（月）午前10時

10 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札参加資格確認資料を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）まで（（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）））

イ 提出場所

上記6に同じ

ウ 提出部数

1通

エ 提出方法

郵送（提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は、次のとおりとし、ア及びイの書面は6か月以内のものとする。

ア 法人にあつて登記事項証明書の写し

イ 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 納入実績証明書（様式第2号）

上記4(4)の当該契約書の写しを添付すること。

- (3) 入札参加資格確認結果の通知  
令和8年5月7日（木）までに書面及び電送により通知する。
- (4) 申請書等の作成費用の負担等
  - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 申請書等は、返却しない。
  - ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

## 11 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 異議申立  
入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。
  - ア 受付期間  
入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。
  - イ 受付場所  
上記6に同じ
  - ウ 提出方法  
郵送（提出期間内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) 異議申立に対する回答  
異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

## 12 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

## 13 仕様書に関する質問及び回答

- (1) 質問
  - ア 質問の提出方法  
本業務に関し質問がある場合は、質問票（様式第5号）を以下により提出すること。  
提出方法は、電子メール（アドレス：kyomu1@mpu.ac.jp）とすること。
  - イ 受付期限  
令和8年5月11日（月）午後5時まで
- (2) 回答  
質問者に対し質問受付日翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く原則6日以内に回答する。  
なお、入札に参加しようとするもの全員に周知する必要があると判断したものは、ホームページにて公表する。

## 14 入札

入札に参加する者は、入札書（様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限  
令和8年5月29日（金）午後5時まで

- (2) 提出場所  
上記6に同じ
- (3) 入札書の日付  
入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）  
日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

- (4) 提出方法  
郵送(提出期限内必着とする。)又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、10(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

- (5) 入札方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「6月1日開封 宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守業務 入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 15 開札

- (1) 開札の日時  
令和8年6月1日（月）午前10時
- (2) 開札の場所  
宮崎県立看護大学小会議室西
- (3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 16 再度入札

- (1) 開札した場合において、全ての入札が予定価格を超えた場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 17 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約の相手方が保険会社との間に本大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの。）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## 18 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札

#### 19 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 20 その他

- (1) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

#### 21 Summary

Nature and quantity of the services to be required: Lease, initial setup, operation and maintenance of the Academic Affairs Support System for Miyazaki Prefectural Nursing University, 1 set

Time limit for tender: 5:00 p.m., May 29, 2026

Contact point for the notice: Student Affairs and Academic Affairs Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nursing University, 3-5-1 Manabino, Miyazaki City, 880-0929, Japan. TEL: 0985-59-7700